

## 高田早苗記念研究図書館における学部学生特別利用に関する内規

### (目的)

第1条 この規程は、高田早苗記念研究図書館の利用に関する規程第2条第3項における貸出の特例について必要な事項を定める。

### (申請)

第2条 本学の学部学生であり、卒業論文、卒業研究、ゼミ論文、進学、正課および課外の活動における研究等のために高田早苗記念研究図書館蔵書を継続的に利用することを希望する者は、本学専任教員（教授、准教授、専任講師）、任期付教員（教授、准教授、講師、助教）である指導教員の紹介により、特別利用申請をすることができる。

2 前項の申請にあたっては、所定の申請書に記入のうえ、申請者である学生本人が本図書館カウンターへ提出するものとする。

3 紹介者は、紹介した特別利用者に貸出資料の未返却、紛失・汚損・破損した資料の未弁償、その他利用に関する問題が生じた際、問題解決のために協力するものとする。

4 特別利用申請の許可は本図書館運営委員会委員長が行う。

### (利用)

第3条 特別利用者は、交付される特別利用カードおよび学生証を提示することにより、本図書館に入館することができる。

2 特別利用者は、禁帯出資料を除き、蔵書の貸出を受けることができる。貸出期間は30日間とする。ただし、夏季休業期間に長期貸出を実施する場合は、これに準じる。

3 特別利用者の貸出冊数は、共通貸出規則における学部学生の規定を適用する。

4 本条第2項で貸し出した資料は、本図書館カウンター、本図書館返却ボックスのほか、学内他図書館または各学生読書室において返却することができる。ただし、本図書館カウンター以外での貸出（再貸出）はできない。

5 特別利用者は、本図書館内の施設設備を利用することができる。ただし、グループ閲覧室の利用は不可とする。

6 特別利用者は、本図書館蔵書の貸出予約および貸出した図書のオンラインによる貸出期間延長をすることができない。

### (利用期間)

第4条 利用期間は当該年度の3月31日を限度とする。ただし、卒業予定者については次の各号の定めるとおりとする。

- 一 3月卒業予定者 当該年度の1月31日
- 二 9月卒業予定者 当該年度の6月30日

- 2 前項の定めにかかわらず、本学大学院への進学予定の者は、3月卒業予定者については3月31日、9月卒業予定者については9月20日を限度に期間を延長することができる。
- 3 前項の延長は、返却期限を超過している本図書館および学内他図書館・図書室の貸出資料がある場合、および、紛失・汚損・破損した資料の未弁償がある場合は求めることができない。
- 4 利用期間終了後、翌期も利用を希望する者は、改めて特別利用の申請を行うことができる。ただし、返却期限を超過している本図書館および学内他図書館・図書室の貸出資料がある場合、および、紛失・汚損・破損した資料の未弁償がある場合は求めることができない。
- 5 特別利用カードは、利用期間終了時に本図書館へ返却するものとする。

(利用の停止)

第5条 本図書館運営委員会委員長は、特別利用者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、利用期間中であっても、その利用を停止することができる。

- 一 本規程および図書館の利用に係る定めに従わないとき。
- 二 他の利用者の学習、研究およびその他の利用を妨げる行為をしたとき。

(雑則)

第6条 この内規を改正または廃止するには、本図書館運営委員会の承認を経るものとする。

(附則)

この内規は、2017年7月1日から施行する。